

令和8年度  
LEIOのちくかんリース事業  
(令和8年4月～令和9年3月)

一般財団法人畜産環境整備機構



# 令和8年度 LEIOのちくかんリース事業について

畜産高度化支援リース事業を中心に以下のリース事業を実施します

## ○ 畜産高度化推進リース事業 ( (独) 農畜産業振興機構 (ALIC) の補助事業)

### ① 畜産高度化支援リース事業

【貸付枠：22億円】

畜産整備リース事業  
(経営リース)

食肉販売等合理化  
施設整備リース事業  
(食肉リース)

生乳流通効率化  
支援リース事業  
(生乳リース)

一体的に実施

## ○ 補完リース事業

### ② 畜産クラスターリース (国)

【畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(畜産クラスター事業)】のうち機械導入事業

### ③ 畜産ICTリース (国)

【ICT化等機械装置等導入事業(畜産ICT事業)】

### ④ 楽酪GOリース (ALIC)

【酪農労働省力化対策事業(楽酪GO事業)】

### ⑤ 環境対策リース (国)

【国内肥料資源利用拡大対策事業】(令和7年度から)

・国またはALICの事業にリース事業者として参加 ・②~④の事業実施主体は中央畜産会

# 畜産高度化支援リース事業の内容

## ◇ 経営リース（令和7年度貸付実績：21.3億円） 畜産クラスター、畜産ICT、楽酪GO、環境対策を含む

- 借受者：畜産農家、農協等
- 貸付対象施設等：
  - ① 家畜ふん尿処理施設等
  - ② 飼料の生産、給与等施設等
  - ③ 家畜飼養管理等施設等
  - ④ 6次産業化に関する施設等

令和8年度  
貸付枠  
22億円

## ◇ 食肉リース（令和7年度貸付実績：2.1億円）

- 借受者：食肉販売店、業務用卸、食肉センター等
- 貸付対象施設等：
  - ① 食肉の加工、販売及び畜産副産物の処理に必要な施設等
  - ② 食肉処理等施設等

## ◇ 生乳リース（令和7年度貸付実績：0.4億円）

- 借受者：集送乳業者、乳製品製造業者等
- 貸付対象施設等：
  - ① 集送乳に必要な施設・設備等
  - ② 乳製品製造に必要な機械等

※「施設等」は「施設並びに機械及び装置」  
貸付実績は契約ベース



## ちくかんリースの特徴

- 頭金などの資金は必要ありません。全額リースで対応可能、機種の設定も自由です。
- リース料は、年1回払いまたは年4回払いのいずれかを選択できます。リース料のうち附加貸付料の料率は、(株)日本公庫の利率等を参考に決定した低位な料率となっています。
- 貸付期間終了後、リース物件は譲渡代金（取得価額の10%）をお支払いいただいた後、お客様に譲渡します。（所有権移転型）
- 貸付期間中の事故等に備え、損害保険に加入していただきます。また、保証保険に加入していただきます。
- 貸付枠のあるかぎり、いつでもリース可能です。

## ちくかんリースと一般リース、レンタル取引等 との比較について

	リース取引		レンタル取引	割賦取引
	一般リース会社	ちくかんリース		
物件の選択	お客様が指定	お客様が指定	レンタル物件の中から	お客様が指定
契約期間	比較的長期	法定耐用年数	比較的短期	通常5年以内
所有権	リース会社	お客様（完済時）	レンタル会社	お客様（完済時）
中途解約	×	×	○	×
契約終了後	再リースor返却	お客様の資産	返却	お客様の資産
管理事務	リース会社	お客様	レンタル会社	お客様

※管理事務とは、購入手続き、固定資産税の申告や納付、保険料の支払いなどの事務手続き

# 附加貸付料の適用料率について

## 低減料率適用者（畜産高度化支援リース事業）

### 1 経営リース（基準料率 1.60%→低減料率 0.70%）

- ・認定農業者
- ・認定新規就農者
- ・女性経営者
- ・JGAP認証又はグローバルGAP認証  
（都道府県GAPや民間団体が行っている独自のGAPは対象になりません。）
- ・農場HACCP認証取得者等
- ・200万円以上の貸付で、かつ、過去に借受実績あり等

（注）クラスターリース、畜産ICTリース、楽酪GOリース及び環境対策リースには、低減料率は適用されません。

### 2 食肉リース（基準料率 2.10%）

- ・衛生管理機械：冷蔵・冷凍車、洗浄機等
- ・HACCP認証取得者等
  - ①総合衛生管理製造過程承認制度（マル総）、②ISO22000、③FSSC22000、④SQF2000、⑤GRMS(Global Red Meat Standard)、⑥IFS Food Standard、⑦BRC Gloval Standard、⑧JFS-B/C、⑨JUSE-HACCPの9制度です。

（低減料率 1.20%）

- ・過去3年度内の借入実績が3,000万円以上

（低減料率1.50%）

### 3 生乳リース（基準料率 2.10%→低減料率 1.20%）

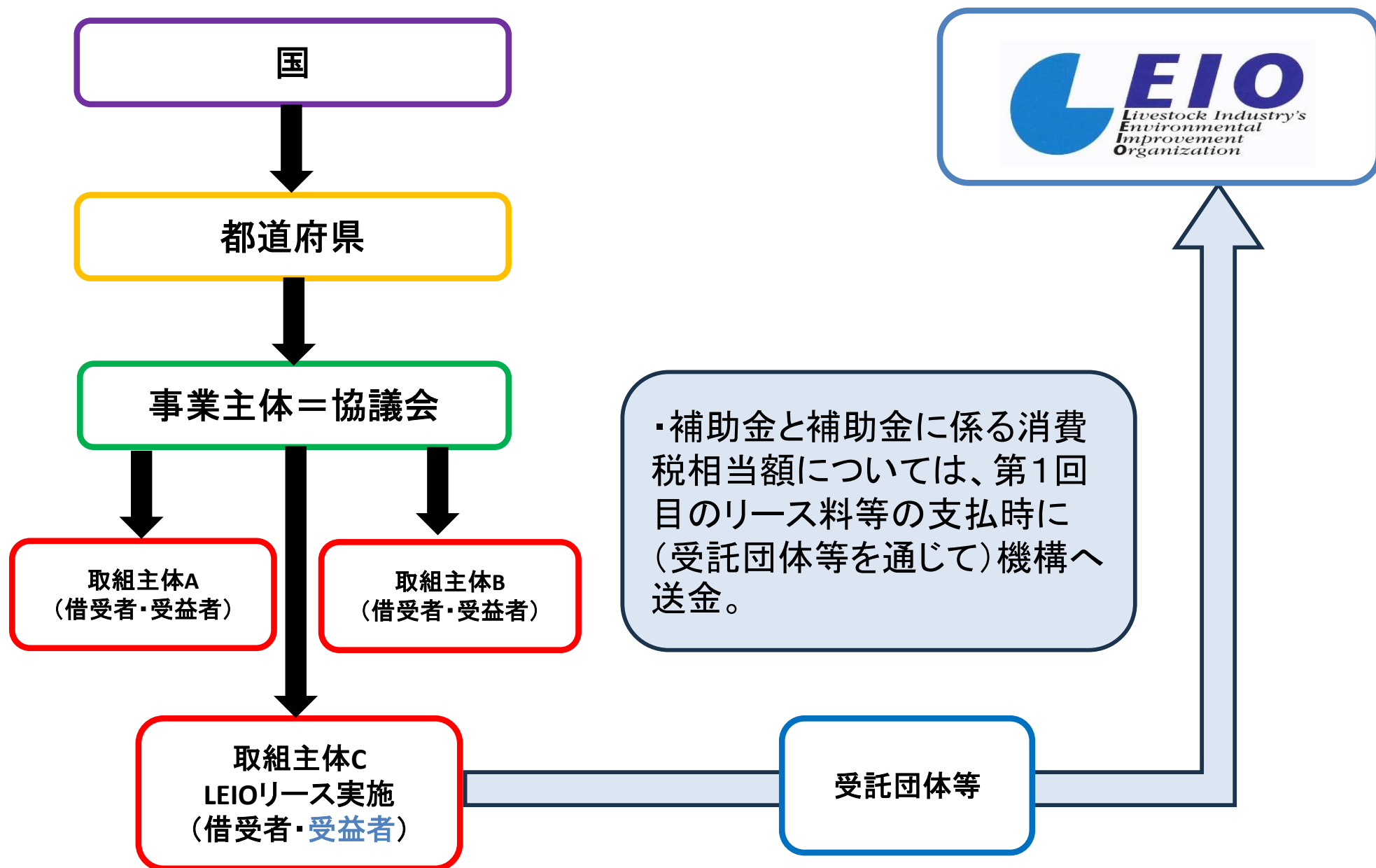
- ・HACCP認証取得者等  
（内容は食肉リースに同じ）

（令和8年4月20日現在）

## 国内肥料資源利用拡大対策事業(環境対策リース)について

	経営リース (畜産整備リース)	 経営リースのうち 環境対策リース	経営リースのうち クラスターリース	経営リースのうち 畜産ICT・楽酪GOリース
新品・中古	新品・中古可能	新品・中古可能	新品・中古可能	新品・中古可能 (原則、新品)
貸付期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・短縮は、法定耐用年数が10年未満は70%まで、10年以上は60%まで可能</li> <li>1年未満切り捨て</li> <li>・延長は、法定耐用年数の120%まで可能 1年未満切り上げ (20年以内)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・短縮は不可</li> <li>・延長は、事業上認められていない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・短縮は不可</li> <li>・延長は、事業上認められていない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・短縮は可</li> <li>・延長は、事業上認められていない</li> </ul>
契約方式	直接又は間接	直接又は間接	直接又は間接	直接のみ
附加貸付料率 (令和7年 4月18日現在)	1.6%  0.7% <small>※中古機械は、低減料率の適用なし</small>	1.6% ※低減料率の適用はなし	1.6% ※低減料率の適用はなし	

# 国内肥料資源利用拡大対策事業(環境対策リース)の補助金の流れ





# ちくかんリースの手続きと流れ(基本)

**1** リース物件の選定

希望するリース物件は、

お客様が希望する物件を、ご自身で販売業者と価格交渉し、機構あての見積書作成を依頼してください。

**2** リースの申込先

リースの申請書は、

お客様が所属する団体から機構へ提出します。  
・農協、農協連、飼料基金協会、畜産会等

**3** 契約の締結・発注

貸付契約書・売買契約書は、

機構では貸付申請書を審査し、お客様とリース契約を締結のうえ、同日付で販売業者と売買契約を締結します。  
貸付・売買契約日をもって発注が可能となります。

(納品後、4へ)

**4** リースの開始

・リース期間中の偶発的事故や故障等に対処するため損害保険、債務を保証するため保証保険に加入します。

納品・検収(物件確認)が完了したら、

・リースが開始します。  
(機構は、お客様あてにインボイス(適格請求書)を発行します。)

・リース物件の会計・税務処理は「売買」となります。

・機械等代金は、機構が販売業者に一括支払います。

**5** リース料の支払い

リース期間中は、

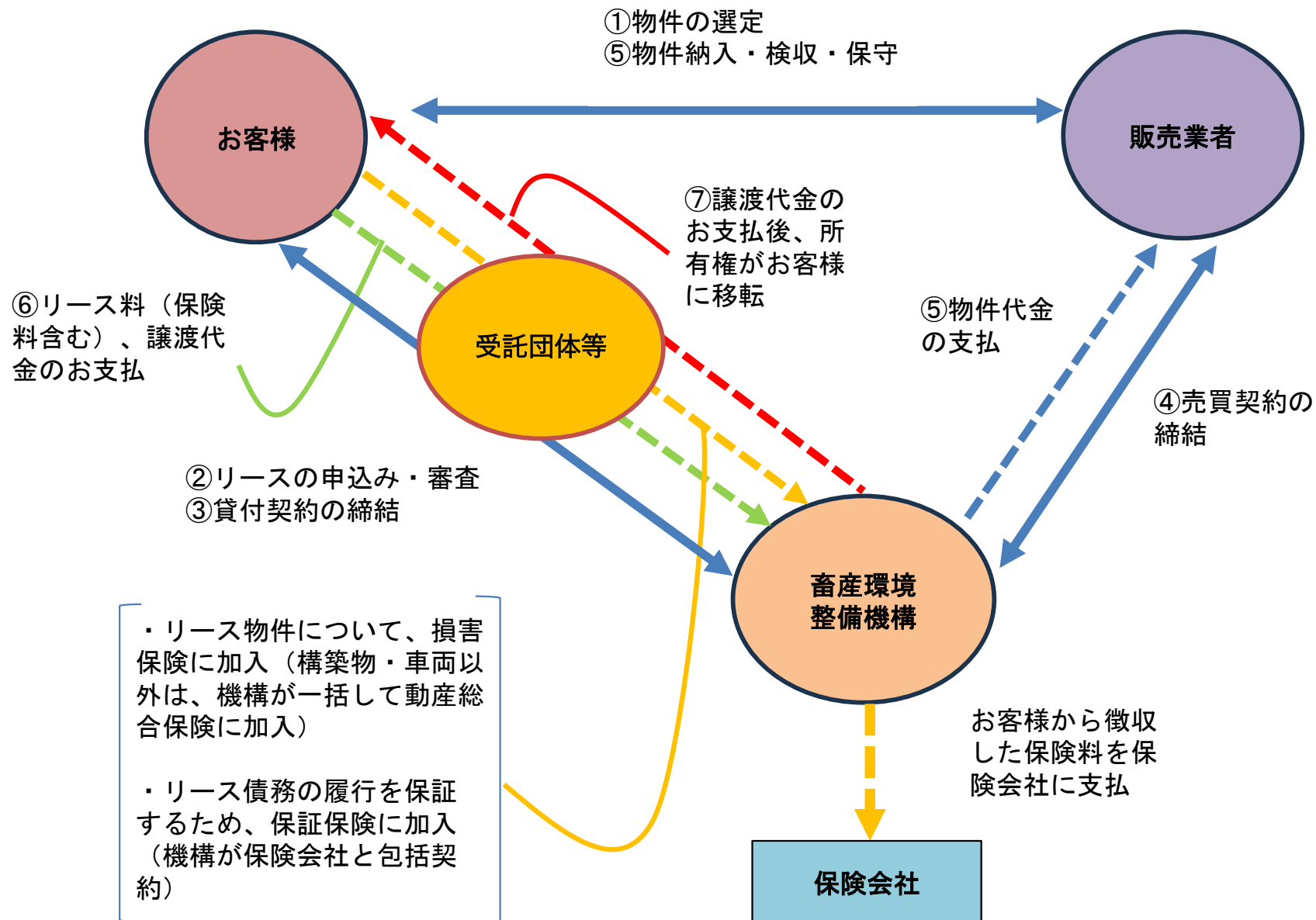
リース契約に基づいて、年1回又は4回のリース料をお支払いいただきます。  
(支払月は、物件ごとに検収を完了した月を基準に決定します。)

**6** リースの終了・譲渡

リース期間満了後は、譲渡代金(取得価額の10%)のお支払いをもってリース物件の

**所有権がお客様に移転** します。

# ちくかんリースの仕組み図



# 畜産クラスターリース等に係る貸付施設等の利用状況確認について

7 環機第 635 号  
令和 8 年 1 月 23 日

(借受者)様

一般財団法人畜産環境整備機構  
(公印省略)

## 貸付施設等利用状況確認書のご提出依頼について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

いつも当機構のリース事業をご利用いただきありがとうございます。

さて、お客様は畜産クラスター協議会（又は畜産 ICT 応援会議若しくは酪農応援会議）を通じて畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）（又は ICT 化等機械装置等導入事業（旧 畜産経営体生産性向上対策事業）若しくは酪農労働省力化対策事業（旧 酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業）に参加され、別紙の貸付施設等について当機構のリースをご利用いただいております。

本事業には国の補助金が交付されているため、国が定める処分制限期間内に対象貸付施設等が補助事業の目的どおりに使用されていない場合には、補助金の返還を請求される可能性があります。特に、貸付期間を短縮したことにより、処分制限期間よりも短く設定されている場合には注意が必要です。

つきましては、現在ご利用の貸付施設等（注）の内容、設置場所住所、貸付料等の納入期限等は別紙のとおりですので、稼働状況等についてご確認の上ご記入いただき、本年 3 月 31 日までに当機構あてに、メール、FAX 又は郵便によりご返送下さいますようお願いいたします。また、記入に際し、ご不明の点などがございましたら、当機構までご連絡ください。

今後とも当機構のリース事業のご利用をお願い申し上げますとともに、お客様の一層のご隆盛をお祈りいたします。

（注）今回の調査では、令和 3 年以前にリースを開始した貸付施設等を利用されているお客様を対象に確認させていただきます。

### 【送付先】

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 5-1 2-1 ワイコービル 3 階

一般財団法人畜産環境整備機構 環境整備部

Tel : 03-3459-6344 (担当: 宮下)

Fax : 03-3459-6315

E-mail : [miyashita@leio.or.jp](mailto:miyashita@leio.or.jp)

借受者名:

(別紙)

## 貸付施設等利用状況確認書 経営(クラ)/クラスター

機構からクラスターリース（経営リースとの一体型を含む）で借り受けた貸付施設等について、次のとおり確認しました。

契約書番号	貸付記号	経営(クラスター)			
貸付施設等					
貸付開始日	2021年11月16日	譲渡代金納入期限	2029年02月28日	貸付期間	7年
メーカー					
型式					
販売業者等					
本年度の貸付料等納入期限	2028年02月28日				
処分制限期間の到来日(最終日)	2028年11月16日				
貸付契約上の導入地(設置場所)住所					
上記の内容について現在の状況をご記入ください。					
稼働の場所 (A又はBに☑) <input type="checkbox"/> A: 導入地で稼働している <input type="checkbox"/> B: 契約上の導入地でない (注)					
稼働状況 (C又はDに☑) <input type="checkbox"/> C: 問題なく稼働している <input type="checkbox"/> D: 稼働していない (注)					
【注: 稼働の場所、稼働状況の説明】 B又はDに☑マークの場合、その理由を以下に記入					

お客様(借受者、貸付施設等の使用・管理者)

住所 \_\_\_\_\_

借受者名 \_\_\_\_\_

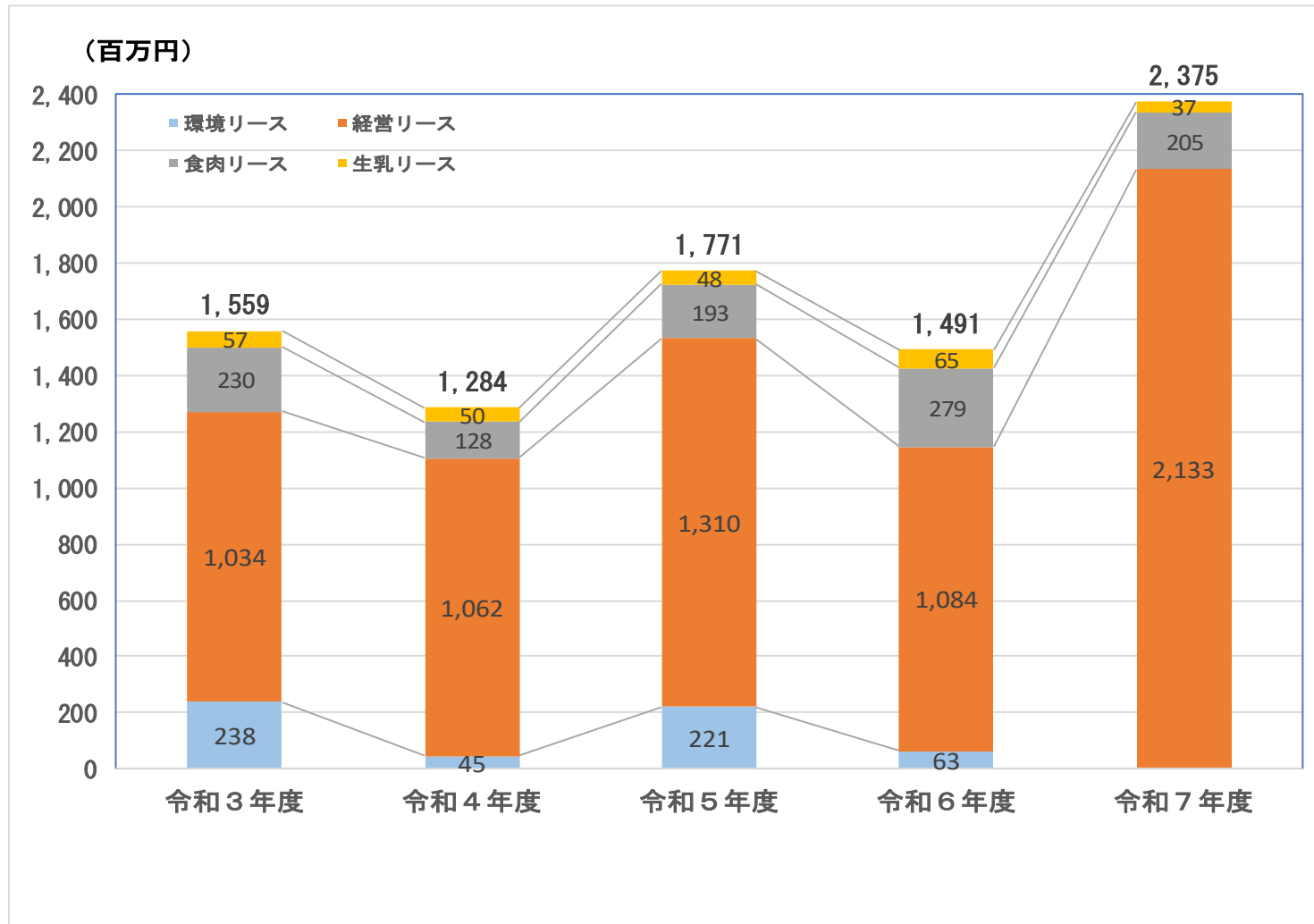
電話番号 \_\_\_\_\_

※ご記入後、受託団体等を通じてご返送下さい。ご協力ありがとうございました。

受託団体名:

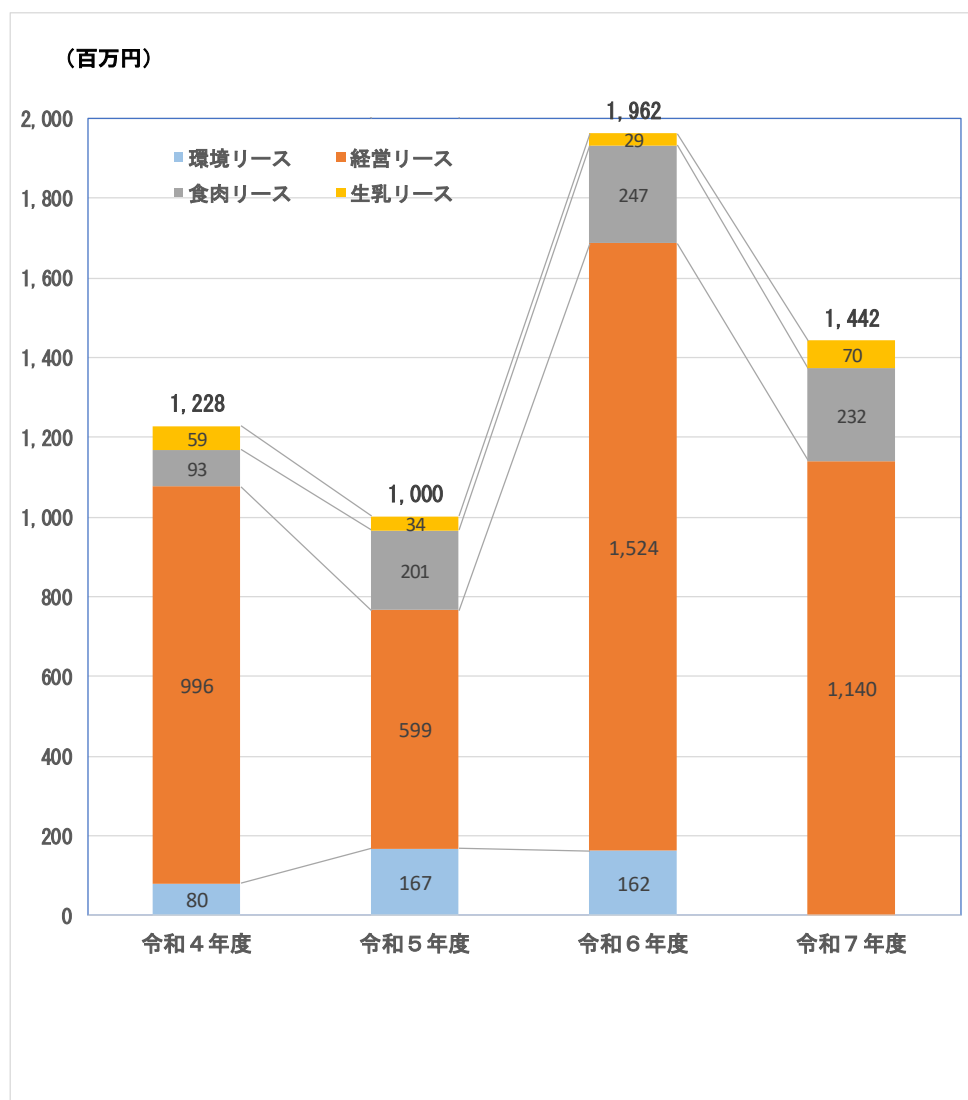
再受託団体名:

## 畜産高度化支援リース事業の契約実績（令和3～7年度）



注. データは税込取得価額

(参考) 畜産高度化支援リース事業の貸付実績 (令和4～7年度)



注. データは検収済みの貸付施設等購入費(税込)

◎主な貸付施設等(4カ年合計)

〔経営リース〕		
①家畜飼養管理施設及び家畜管理	台	
機械・装置		<u>296</u>
②飼料の生産、給与等施設等		<u>384</u>
うち飼料作物生産・調製用機械		233
運搬用機械		84
③家畜ふん尿処理施設等		<u>228</u>
うち運搬用機具		91
作業用機械		77
〔食肉リース〕		台
①保管用・機械装置		<u>45</u>
②食肉調製用機器		<u>73</u>
③車両(冷蔵・冷凍車)		32
〔生乳リース〕		台
①オートサンプラー、電磁流量計		<u>19</u>
②ミルクタンクローリー等		12